

一般社団法人狭山市医師会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、一般社団法人狭山市医師会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を埼玉県狭山市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、埼玉県医師会、日本医師会との連携のもと、医道を昂揚し、医学技術の発展普及と公衆衛生の向上を図るとともに、正しい医療の遂行によって地域社会の保健衛生と福祉の増進を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 医道の振作昂揚に関する事業
- (2) 医学の振興に関する事業
- (3) 医療の普及及び向上に関する事業
- (4) 公衆衛生の啓発指導に関する事業
- (5) 医師の生涯教育に関する事業
- (6) 地域保健の向上に関する事業
- (7) 急患センターの運営に関する事業
- (8) 准看護学校の運営に関する事業
- (9) 訪問看護ステーションの運営に関する事業
- (10) 前各号に定めるもののほか、本会の目的達成に必要な事業

2 前項各号に定める事業は、狭山市及び埼玉県内の同市周辺区域において行うものとする。

第3章 会 員

(会員の種別)

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) A会員 狭山市において医療施設を開設する医師又は医療施設の管理者たる医師のうち、本会の設立趣旨に賛同した者
- (2) B会員 A会員の管理下で勤務している医師のうち、本会の設立趣旨に賛同した者

2 前項のA会員及びB会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

（入会）

第6条 本会の会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

3 本会の会員は、入会と同時に埼玉県医師会及び日本医師会の会員となるものとする。

（入会金及び会費）

第7条 会員は、入会時に社員総会において別に定める入会金を納入しなければならない。

2 会員は、本会の事業活動に経常的に生じる費用に充当するため、社員総会において別に定める会費を毎年納入しなければならない。ただし、特別な事情がある者に対しては、社員総会において別に定める規程に基づきその額を減免することができる。

（会員の責務）

第8条 会員は、本会の目的を尊重し、社会の尊敬と信頼を得ることに務めなければならない。

2 会員は、本会の事業活動に積極的に参加するものとし、本会の決定事項を遵守しなければならない。

（会員資格の喪失）

第9条 次条及び第11条に規定する場合のほか、会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

（1）第7条の支払義務を1年以上履行せず、滞納し、かつ、督促に応じないとき

（2）総会員が同意したとき。

（3）当該会員が死亡したとき。

（4）医師でなくなったとき。

（任意退会）

第10条 本会の会員は、退会届を会長に提出して、任意にいつでも退会することができる。

（戒告及び除名）

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、社員総会において総会員の3分の2以上の同意を得て、その会員を戒告又は除名することができる。

（1）この定款その他規則に違反したとき。

（2）この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（3）その他戒告及び除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を戒告又は除名しようとするときは、その会員にあらかじめ通知するとともに、当該会員に戒告又は除名の決議を行う社員総会において弁明の機会を与えなければならない。

3 第1項の規定により会員を戒告又は除名したときは、会長はその概要を本人その他会長が必要と認めるものに通知するものとする。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費その他の抛出金品は、返還しないものとする。

第4章 役員

(役員を設置)

第13条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 9人以上15人以内

(2) 監事 2人以内

2 理事のうち、1人を会長とし、会長以外の理事のうち2人を副会長とする。

3 会長をもって法人法に規定する代表理事とし、会長以外の理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第14条 役員は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第15条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 会長及び理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第16条 監事は、業務執行理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第17条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとす

る。

4 理事又は監事が第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

5 理事又は監事については、再任を妨げない。

(役員解任)

第18条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。

2 第11条第2項の規定は、前項の規定により役員を解任しようとする場合に準用する。この場合において、第11条第2項中「会員」とあるのは「役員」と、「戒告又は除名」とあるのは「解任」と読み替えるものとする。

(役員報酬等)

第19条 役員に対して、社員総会で別に定める総額の範囲内で、社員総会で別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(損害賠償責任の免除)

第20条 本会は、法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事(理事又は監事であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

第5章 社員総会

(種類)

第21条 本会の社員総会は、定期社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第22条 社員総会は、すべての会員をもって構成する。

(権限)

第23条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会金及び会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任及び解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 事業計画書及び収支予算書
- (6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びに財産目録の承認
- (7) 定款の変更
- (8) 解散及び残余財産の帰属の決定
- (9) 理事会が付議した事項
- (10) 埼玉県医師会代議員及び予備代議員の選出

(11) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
(開 催)

第24条 社員総会は、定期社員総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

2 前項の定期社員総会をもって、法人法上の定時社員総会とする。

(招 集)

第25条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対して、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

3 会長は、前項の場合には、請求があった日から30日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

4 社員総会を招集する場合には、会議の目的たる事項、その内容、日時及び場所、その他法令の定める事項を示した書面により、社員総会の日の1週間前までに会員に通知しなければならない。

(議長及び副議長の選任)

第26条 議長及び副議長は、社員総会において会員の中から選任する。

2 議長及び副議長の任期は、第17条第1項に規定する理事の任期の規定を準用する。

(議決権)

第27条 社員総会における議決権は会員1人につき各1個とする。

(決 議)

第28条 社員総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定に関わらず、次の決議は、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名及び戒告

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

4 会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合において前3項の規定の適用については社員総会に出席したものとみなす。

(決議の省略)

第29条 理事又は会員が社員総会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2 議事録には、議長及び社員総会に出席した会員のうちからその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職
- (4) 社員総会の招集の決定
- (5) 准看護学校長の選任及び解任

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

3 理事会を招集するときは、会議の目的たる事項、その内容、日時及び場所を示した書面により、理事会の日の5日前までに理事及び監事に通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長とする。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長のうち互選により選定された者が理事会の議長となる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定に関わらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事(当該決議につき特別の利害関係を有する理事を除く。)の全員が当該提案について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事並びに会長が指名した理事は、前項の議事録に署名押印する。

第7章 裁定委員会

(裁定委員会の構成及び権能)

第37条 本会に裁定委員会を置く。

2 裁定委員会は、裁定委員をもって構成する。

3 裁定委員会は、会長から付託された会員の資格に関する事項の審査及び会員相互の紛議の調停を行う。

(裁定委員の選任、任期等)

第38条 裁定委員の数は、2人以上5人以内とし、会員の中から社員総会において選任する。

2 裁定委員は、本会の役員又は他の医師会の役員若しくは裁定委員（これと異なる名称の委員で、本会の裁定委員会と同様の権能を有する委員会等の委員を含む。）は、相互に兼ねることができない。

3 裁定委員の任期については第17条（第2項を除く）を、解任については第18条をそれぞれ準用する。

第8章 団体契約並びに建議

(団体契約)

第39条 本会は、社会保険及び公衆衛生上重要な医療並びに保健指導について、団体契約を締結することができる。

(建議)

第40条 本会は、行政庁に対し、医療及び保健指導の改良発達に関する建議を行うことができる。

第9章 会計

(資産の構成)

第41条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費及び入会金
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第42条 資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(事業年度)

第43条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第44条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第45条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後に、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

(7) 公益目的支出計画実施報告書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第6号及び第7号の書類については、定期社員総会に提出し、第1号及び第7号の書類についてはその内容を報告し、第3号、第4号及び第6号の書類については、定期社員総会の承認を受けなければならない。

3 第1項に掲げる書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第47条 本会は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分制限)

第48条 本会は、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 顧問及び委員会

(顧問)

第50条 本会に、必要に応じ、顧問を置くことができる。

2 顧問は、次の職務を行う。

(1) 会長の相談に応じること。

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 顧問は、無報酬とする。

5 顧問の任期は、第17条第1項に規定する理事の任期の規定を準用する。

(委員会)

第51条 会長は特に必要と認めるときは、理事会の決議により委員会を置くことができる。

2 前項の委員会の委員は、理事会の決議に基づき、会長が委嘱する。

3 第1項の委員会の運営規程は、理事会において定める。

第12章 事務局その他

(事務局)

第52条 本会に事務局を置く。

2 事務局に事務長その他職員を置き、事務長の任免については、理事会の承認を経て会長が行い、その他の職員の任免については、会長が行う。

3 事務局の組織、内部管理に必要な規則その他については、理事会が定める。

(公告の方法)

第53条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(委任)

第54条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 本会の最初の会長は、廣澤信作、副会長は、池村郁男、高木正人とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第43条（事業年度）の規定に関わらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。